

山間地等における難視聴解消のための受信障害対策中継放送を行う放送局の免許申請手続について

平成19年11月

総務省

《 目次 》

1	はじめに	1
2	記載要領		
	(1) 無線局免許申請書（様式例1）	4
	(2) 無線局事項書（様式例2）	6
	(3) 工事設計書（様式例3）	16
3	受信障害対策中継放送を行う放送局の開設に 当たっての調整ガイドライン	24
4	受信障害対策中継放送を行う放送局に関する Q & A	26
5	参考条文	38

《はじめに》

放送事業者（NHKや一般放送事業者）は難視聴解消を促進するため、中継局の設置等を鋭意進めているところであるが、放送事業者は事業経営上段階的に置局を進めざるを得ないため、早急な置局の見通しがたたない場合には、市町村や受信組合等が自ら難視聴解消のための中継局を設置することを希望することが考えられ、こうした要望に応えるため、平成2年の電波法改正において、放送事業者以外の者が、すべての放送番組に変更を加えないで、受信の障害が発生している区域において、同時に再送信する受信障害対策中継放送を行う放送局を開設することが可能となるように制度整備を行いました。

今回、地上デジタルテレビジョン放送についても、受信障害対策中継放送を行う放送局を開設することができるように制度を改正したものである。以下、開局までの手続き等について記載するものです。

《基本事項》

「受信障害対策中継放送を行う放送局」は、

- 1 開設したい場合は、電波法の手続により免許申請を行い、受信障害対策中継放送を行う放送局の免許を得なければなりません。
- 2 使用する無線設備（送信機）は、電波法に定められた技術基準に合致していなければなりません。
- 3 電波法・放送法に基づく規定により運用する必要があります。
※NHK及び民放が、各地に設置している「放送局」と同じ局種です。
- 4 放送事業者が放送している全ての放送番組を同時に再送信するもので、独自の放送を行うことは出来ません。

このように、当該放送局は、国民の皆様が直接視聴することから重要な無線局です。ルールはありますが、放送事業者以外の方であっても、放送局を開設することが可能となっています。

《開局までのスキーム》

1 開設希望者の事前準備

各総合通信局（別添参照）にご相談ください。

ご相談の際に、①②の点について事前にお調べ下さい。

① どこで、どの範囲で放送の視聴を可能としたいのか。

ア その範囲の視聴世帯数

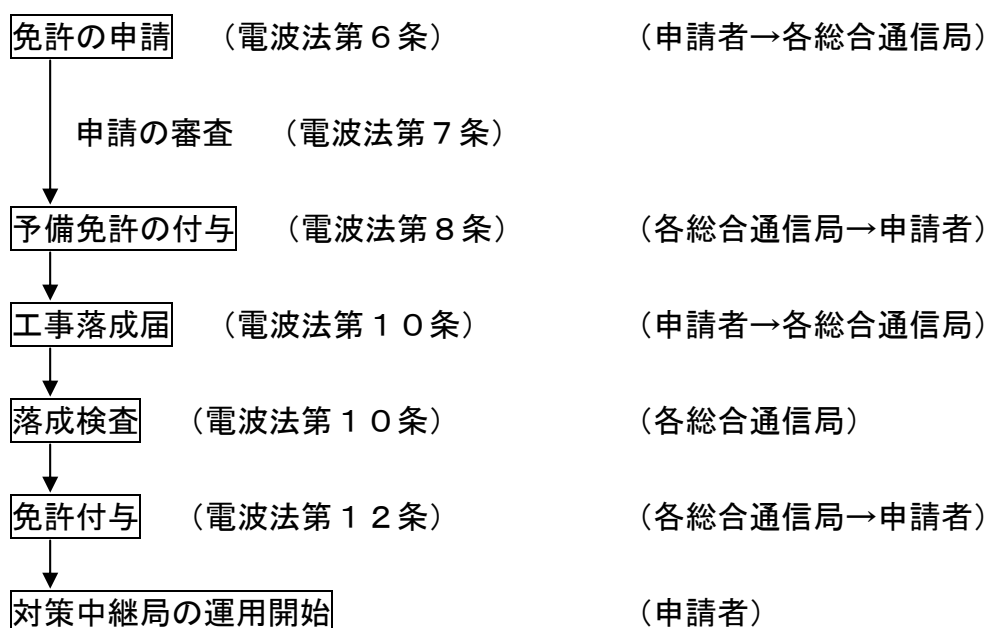
イ 送信点の設置場所（可能であれば東経北緯）

② だれが開設をするのか。（電波法第5条）

その他、次の内容も含めてお話を伺わせていただきます。

- ・ 放送事業者が開設する中継局のエリアではないか。
- ・ 現状において、放送事業者の中継局が開設される予定はないか。
- ・ 開設するための資金の目処はついているのか。
- ・ いつから、放送を実施したいのか。
- ・ 無線局申請書の提出（記載内容を含む）について
- ・ 放送の再送信に関する元の放送事業者との調整について

2 受信障害対策中継放送を行う放送局の免許手順



3 放送局の免許申請書の提出

対策中継局を開設するに当たっては、次の書類を提出する必要があります。

申請者 → 提出書類を整えて各総合通信局に窓口又は郵送で申請願います。

- 提出書類 (1) 無線局免許申請書 1部
- (2) 添付書類 ① 無線局事項書 2部
- ② 工事設計書 2部

4 記載例

- (1) 無線局免許申請書
「様式例1」を参照
- (2) 添付書類
 - ① 無線局事項書 「様式例2」を参照
 - ② 工事設計書 「様式例3」を参照
- (3) 上記記載要領は、次頁以降を参照願います。

無線局 免許
申請書
~~再免許~~

平成〇年〇月〇日

〇〇総合通信局長 殿

申請者
住所 電波県電波市電波 1丁目2番地3
氏名 電波市 印
代表者氏名 でじた るか

(例) 収入印紙 11,300 円	収入印紙ちよう付欄
	10,000 円 × 1 枚 1,000 円 × 1 枚 300 円 × 1 枚 合計 11,300 円
割印等しないこと	
(参考) 0.1W 以下のもの 11,300 円 0.1W を超え 3W 以下のもの 46,200 円	

を開設したいので、電波法第6条
下記の無線局 ~~の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第16条~~ の規定により別紙の書類を添えて申請します。

記

① 無線局の種別及び局数	② 識別信号	③ 免許の番号	④ 免許の年月日	⑤ 備考
放送局 (高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送)) 1局				0.01W : 1局 × 11,300 円 合計 11,300 円

申請に関する連絡責任者
住所 電波県電波市電波 1丁目2番地3
所属 電波市市民課難視聴解消係
氏名 電波 解消
電話番号 01-2345-6789
電子メールアドレス digital@denpa-city.com

◇ 様式例 1 に関して

● 無線局免許申請書（記載要領）

注 1 免許又は再免許のいずれかの不要の文字をまつ抹消すること。

- 2 受信障害対策中継放送を行う放送局の免許の申請をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にあてること。
- 3 申請者の欄の記載は、次によること。
 - (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (3) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。
- 4 収入印紙については、次によること。
 - (1) 複数の無線局を申請する場合は、「①無線局の種別及び局数」の欄の記載事項に対応して、手数料の内訳を記載すること。

（記載例） 10W 1局× 9,000 円
1 W 6局× 4,000 円

合 計 33,000 円

- (2) 該当欄に全部をちよう付できない場合は、別紙にちよう付する旨を記載し、日本工業規格 A 列 4 番の用紙にちよう付すること。
- 5 ①の欄から④の欄までの記載は、次によること。
 - (1) ①の欄は、無線局の種別（放送局）を記載し、放送の種類（高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）を付記すること。
 - (2) 免許申請の場合は、②、③、④の記載は要しない。
 - 6 免許状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該処分に係る書類を封入し得るものとする。
 - 8 申請に関する連絡責任者の欄は、個人の場合には記載を要しない。
 - 9 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

無線局事項書

※ 整理番号

1 申請(届出)の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種類コード	BC	3 免許の番号		4 欠格事由	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
5 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	(記載例) 電波市は、電波県の北端に位置し、比較的なだらかな山間地帯に多くの集落が点在しています。その点在している集落の電波町の一部地域については、放送事業者が開設する中継局から放送電波が届かなく新たな設置計画がないことから、地域住民がテレビを通して情報共有を行うため受信障害対策中継放送を行う放送局を開設したく申請します。					7 希望する運用許容時間	
6 申請(届出)者名等	法人又は団体						
	フリガナ	デンパシ					
	コード []	電波市					
	代表者名						
	姓 フリガナ	デジタ	名 フリガナ	ルカ			
		デシタ		ルカ			
住所	フリガナ	デンパケン デンパシ デンパ 1-2-3					
	都道府県-市区町村コード [00000]	電波県電波市電波 1-2-3					
	郵便番号	123 - 4567	電話番号	01-2345-6789			
14 無線局の目的コード	SHV						
15 放送事項	コード []	〇〇県においてテレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組	コード []	コード []			
	コード []		コード []	コード []			
16 識別信号				17 放送局等の名称	電波市デジタルテレビSHV		
18 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	X7W 521.142857MHz (21ch) 533.142857MHz (23ch) 539.142857MHz (24ch) 575.142857MHz (30ch) 581.142857MHz (31ch) 587.142857MHz (32ch) 0.01W 最大実効輻射電力 0.02W						

19 無線局の区別

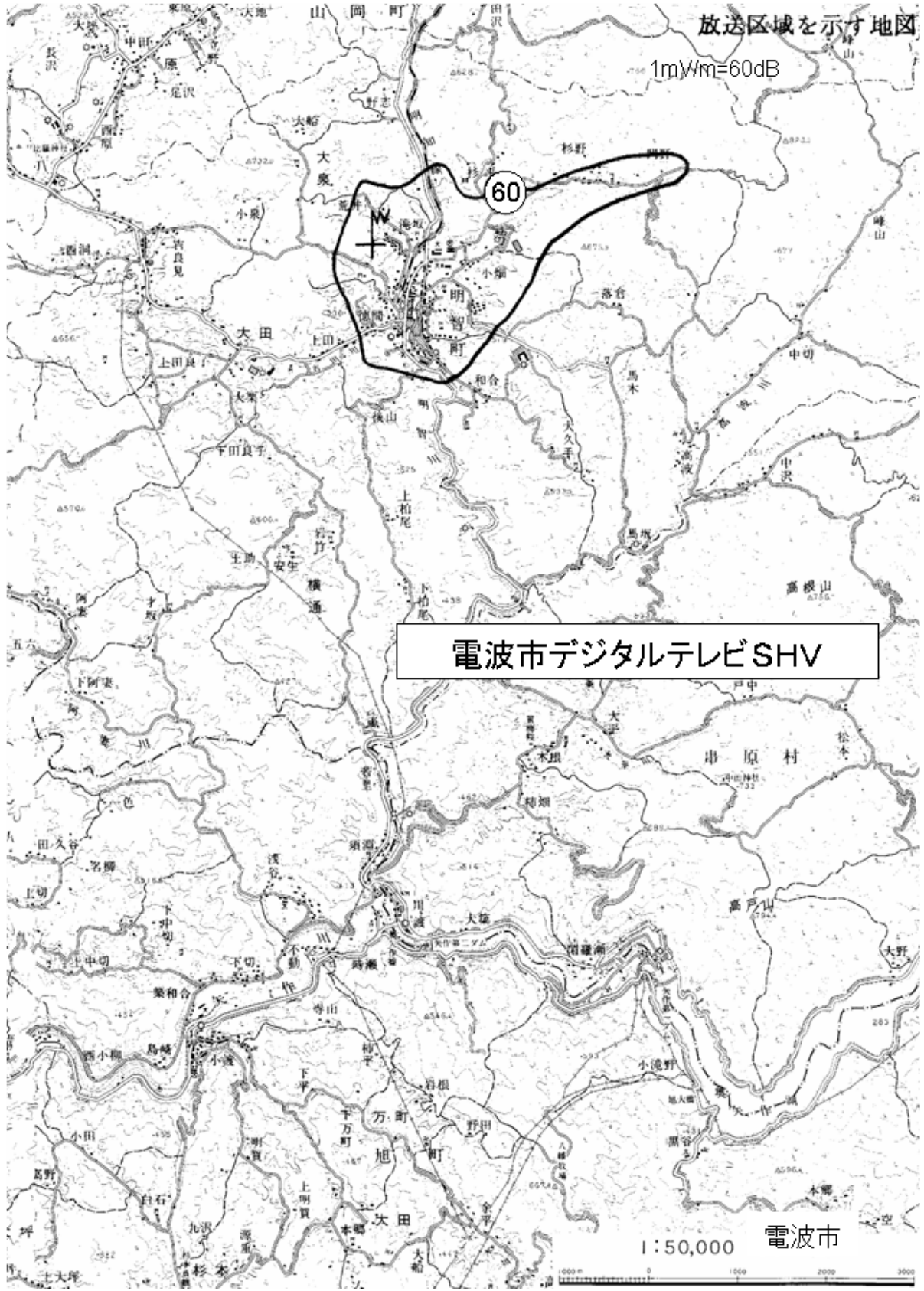
電波市デジタルテレビSHV ※ 整理番号

20 無線設備の設置場所	設置場所番号	設置場所の 区別コード	住所																					
	1	T	フリガナ 都道府県－市区町村コード [○○○○○]	電波県電波市電波 3－2－1																				
	2	R	フリガナ 都道府県－市区町村コード [○○○○○]	電波県電波市電波 3－2－2																				
			フリガナ 都道府県－市区町村コード []																					
21 無線設備の工事費	<table border="0"> <tr> <td>総額</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>送信設備</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>受信設備</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>土地建物</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>60万円</td> </tr> </table>				総額	200万円	送信設備	60万円	受信設備	30万円	土地建物	50万円	その他	60万円										
総額	200万円																							
送信設備	60万円																							
受信設備	30万円																							
土地建物	50万円																							
その他	60万円																							
22 事業計画等	<p>(別紙)</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額</td> <td><input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法</td> <td><input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び審査に関する事項</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及び議決権の数</td> <td><input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項</td> <td><input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者に関する事項</td> <td><input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項</td> <td><input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準</td> <td><input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項</td> <td><input type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績</td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額	<input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法	<input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び審査に関する事項	<input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及び議決権の数	<input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項	<input type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項	<input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画	<input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者に関する事項	<input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画	<input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項	<input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要	<input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準	<input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定	<input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画	<input checked="" type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り	<input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項	<input type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者		<input type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績
<input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額	<input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項																							
<input checked="" type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法	<input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び審査に関する事項																							
<input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及び議決権の数	<input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項																							
<input type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項	<input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画																							
<input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者に関する事項	<input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画																							
<input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項	<input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要																							
<input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準	<input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定																							
<input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画	<input checked="" type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り																							
<input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項	<input type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者																							
	<input type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績																							
23 備考	<p>1 中継の方法 電波橋渡中継局 → 電波市デジタルテレビSHV 2 元の放送事業者等の連絡先 電波放送局(株) 電波 守 (09-8765-4321) 3 保守管理等担当者の連絡先 電波解消(株) 電波 綺麗 (09-4321-8765)</p>																							

26 無線局の区別

電波市デジタルテレビSHV ※ 整理番号

使用する無線設備の区分					
<input checked="" type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所	<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機	<input checked="" type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線
都道府県-市区町村コード	全 部 ・ 一 部 の 別	都道府県-市区町村コード	全 部 ・ 一 部 の 別	都道府県-市区町村コード	全 部 ・ 一 部 の 別
27 放 送 区 域 12345	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部



◇ 様式例2 に関して

● 無線局事項書（記載要領）

注1 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

2 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

3 受信障害対策中継放送を行う放送局の場合は、「BC」と記載。BCは、「放送局」のコード

4 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

5 5の欄は、開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできる限り詳しく記載すること。

6 6の欄は、次により記載すること。

(1) 氏名又は名称の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(2) 住所の欄は、次によること。

都道府県—市区町村コードは、日本工業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県及び市区町村コード(以下「都道府県コード」という。)により該当するコードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記入した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

7 8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載することとし、日付指定については、「平成16年10月1日」の場合は「H16. 10. 1」のように記載すること。

8 11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

9 13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。日付指定については、注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

10 14の欄は、「SHV」と記載すること。

11 15の欄の記載は、次によること。

放送事項は次のように記載すること。

(記載例) (何)県においてテレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組

12 17、19、24、26及び28の欄は、当該放送局を識別するための名称(免許の申請等の場合は希望する名称)を記載すること。

(例)「申請者の名称又は略称」＋「デジタルテレビ」＋「SHV」

電波市が開設する場合は、「電波市デジタルテレビSHV」となる。

1 3 18の欄の記載は次によること。

希望する周波数等を記載すること。

(記載例) X 7 W

521.142857MHz (21ch)

533.142857MHz (23ch)

539.142857MHz (24ch)

575.142857MHz (30ch)

581.142857MHz (31ch)

587.142857MHz (32ch) 0.01W 最大実効輻射電力 0.02W

※ 空中線電力は、使用する送信設備の空中線電力を記載する。

1 4 20の欄は、送信所、受信所、演奏所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所(「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。)を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

1 5 21の欄は、次のように記載すること。

(記載例) 総額 7,200千円

送信設備 4,200千円

受信設備 1,600千円

土地・建物 1,100千円

その他 300千円

(注) 土地若しくは建物を購入し、又は借用するときは、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。

16 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。

区別	提出する別紙
免許の申請の場合	(2)(17)

(1) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額	
工業費 創業費 その他 合計	千円

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(2) 別紙(17)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア 見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業収支	放送事業の収支	事業収支	放送事業の収支	事業収支	放送事業の収支	事業収支	放送事業の収支	事業収支	放送事業の収支
1 収益 維持費 その他	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 費用 工事費 設備維持費 人件費 その他										
備考										

(注1) 金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び維持費用等について記載すること。

(注2) 収益は無い場合又は収益が費用を下回る場合は、費用の支出者について備考欄に記載すること。

(記載例) ○○株より全て支出される。

(注3) 受信障害対策中継放送を行う放送局の場合は、当該放送局の運営に係る収支について、適宜の様式により記載すること。

イ 見積りの根拠

(ア) 収益

区分 (記載例)	単価 千円
維持費(1ヶ月) ・電気代 ・修繕積立金 ・その他 ※徴収世帯数 ○○世帯	

(注3) 受信障害対策中継放送を行う放送局、放送試験局の場合は、適宜の様式により記載すること。

(イ) 費用

科目	金額 千円	根拠

(注1) (ア)の注に準じて記載すること。

1 7 23の欄は、次の事項を記載すること。

(1) 中継の方法について、他の中継局等の名称を記載

① 他の中継局の電波を受信して放送する場合

(記載例) 中継の方法 電波橋渡中継局 → 電波市デジタルテレビSHV

② 有線により伝送された信号を受信し放送する場合

(記載例) 光伝送又は同軸伝送 ○○ケーブル(株) 電波 同軸(09-8765-4321)

(2) 元の放送事業者等の連絡先

(記載例1) ○○放送局(株) 電波 守(09-8765-4321)

(記載例2) ○○ケーブル(株) 電波 同軸(09-8765-4321)

(3) 保守管理等担当者の連絡先

(記載例) 電波解消(株) 電波 綺麗(09-4321-8765)

1 8 25の欄の記載は、次によること。

(1) 都道府県一市区町村コードの欄は、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(2) 世帯数、放送区域内の世帯数の欄には、最近の国勢調査による数を記載すること。

1 9 27の欄の記載は、次によること。

(1) 都道府県一市区町村コードの欄には、都道府県コードを記載すること。

(2) 該当する□にレ印を付け、市、区、町又は村を単位に記載すること。

5万分の1以上の精密度を有する地図に、放送区域となる地域に指定された電界強度による電界強度線及び送信空中線の位置を表示すること。

この場合において、この図面の大きさが1平方メートル以上となるときは、50万分の1又は20万分の1の精密度を有する地図に記載すること。

20 無線局事項書(添付図面を除く。)の用紙は、A4規格の用紙とする。

工事設計書

		1 無線局の区別		電波市デジタルテレビSHV		※ 整理番号											
2 装置の区別 番号	3 送信の方式 コード	4 送信機								5 受信機		6 設置 場所番 号					
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	定格出力 (W)	低下させる方法コード	低下後の出力 (W)	変調方式コード	発振コード	製造者名	型式又は名称	検定番号	製造番号		通過帯域幅	雑音指数 (dB)			
第装置 ()	TH3	X7W 470MHzから770MHzまで	0.01W	N		OFDM	S	電波解消機	SHV-0001		A001						
現用装置 の番号																	
7 空中線系番号		8 空中線						9 給電線等			10 発射する周波数等	11 受信する周波数					
		空中線型式等				空中線柱の高さ (m)	海拔高 (m)	地上高 (m)	利得 (dBd、dBi 又は dB)	空中線の位置			給電線損失 (dB)	共用器損失 (dB)	その他損失 (dB)		
送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード	経度	緯度												
1 (主送信空中線)	T	YA		V	10	952.2	100.3	5.5dBd	135.35.35	37.28.16	1.4	1.1		1~6			
2 (主受信空中線)	R	YA	R	H	10	890.8		12dBd	135.35.30	37.28.18	2		0.5	518MHz~590MHz			
()																	
12 空中線系に関するその他の事項																	
<p>■ 構成が複雑なため記載が困難であり、構成は添付図面のとおりである。</p> <p>1 八木 V 5素子 1段1面 -3度 (真北から225度)</p> <p>2 八木 H 20素子 1段1面 (真北から105度)</p>																	

13 附属装置				14 電源設備			
コード	記載部			区別	予備	補足事項	
				演奏所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
				送信所	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
				15 その他の工事設計		16 添付図面	
				■ 法第3章に規定する条件に合致する。		<input checked="" type="checkbox"/> 送受信機系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 電源系統図 <input type="checkbox"/> 調整装置系統図	
17 備考							

		22 無線局の区別		電波市デジタルテレビSHV	※ 整理番号	
23 発射する電波の型式、 周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は 等価等方輻射電力	補足事項
	1	X7W	521.142857MHz (21ch)	0.01W	最大ERP 0.02W	
	2	X7W	533.142857MHz (23ch)	0.01W	最大ERP 0.02W	
	3	X7W	539.142857MHz (24ch)	0.01W	最大ERP 0.02W	
	4	X7W	575.142857MHz (30ch)	0.01W	最大ERP 0.02W	
	5	X7W	581.142857MHz (31ch)	0.01W	最大ERP 0.02W	
	6	X7W	587.142857MHz (32ch)	0.01W	最大ERP 0.02W	

◇ 工事設計書（記載要領） 「受信障害対策中継放送を行う放送局」

注1 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

2 1、18、20及び22の欄は、当該放送局を識別するための名称（免許の申請の場合は希望する名称）を記載すること。

3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。括弧内には、「現用」又は「予備」のように記載すること。予備装置の場合には、当該装置の現用装置の番号を記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。

4 3の欄は、「TH3」と記載すること。（「TH3」は、「高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送」のコード）

5 4の欄は、次によること。

(1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲を記載すること。（記載例）「X 7 W 470MHz から770MHzまで」

(2) 定格出力の欄は、電波の型式別に、送受信機系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(4) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。

(5) 変調方式コードの欄は、「OFDM」と記載すること。ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局の場合は、別紙に使用するキャリア変調方式、畳み込み符号化率、有効シンボル期間長及びガードインターバル比を併せて記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

(6) 発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(7) 製造者名の欄及び型式又は名称の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造者名及び型式又は名称を記載すること。

(8) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

6 5の欄は、次によること。

(1) 通過帯域幅の欄には3 dB低下の幅を記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

(2) 雑音指数の欄は、ヘテロダイン中継方式以外の無線設備の場合に限り記載すること。

7 6の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。

8 7の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であっても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「主送信空中線」のように記載すること。

9 8の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 空中線柱の高さの欄は、空中線柱の基部の設置部から空中線の輻射体の中心までの高さを記載すること。

(3) 海拔高及び地上高の欄は、次によること。

ア 送信空中線の場合

海拔高（空中線の輻射体の中心までの高さとする。）及び地上高（主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心までの高さとする。）を記載すること。

イ 受信空中線の場合

海拔高（開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さとする。）を記載すること。

(4) 利得の欄の記載は、次によること。

最大の指向方向（真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。）及び相対利得（dBd）を記載すること。

(5) 送受信空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135. 30. 05」のように記載すること。

10 9の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。

11 10の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように23の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び実効輻射電力を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「－」を記載し、22及び23の欄の記載は要しない。

12 11の欄は、受信する周波数又は当該周波数の範囲を記載すること。

13 12の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1) 型式、構成（偏波面を含む。）及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

（記載例）

双ループ H 2 L 2 段 3 面 0 度（真北から75度、245度、335度方向）

4 L 1 段 1 面 -2 度（真北から160度方向）

(2) 空中線及び給電線等を他の放送局と共用する場合はその旨及び当該他の放送局の名称を記載すること。

(3) 構成が複雑なため記載が困難な時は、次により空中線の構成を示す図面を添付することとし、□に✓印を付けること。

ア 送信機の出力端子から送信空中線まで及び受信空中線から受信機の入力端子までの系統を記載すること。

イ 空中線柱等における空中線の取付けの状況（平面図及び側面図により明示すること。）を記載すること。

ウ 送信空中線については輻射体の形状及び大きさ並びに当該空中線が複数の輻射体により構成されている場合は、各輻射体に給電される電力の比率を記載すること。

エ 送信機の出力端子から送信空中線までの間に給電線以外の装置が挿入されている場合は、挿入箇所を記載すること。

14 13の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

15 14の欄の□には、該当する事項に✓印を付けること。当該電源設備が他の放送局と共用するものであるときは、補足事項の欄にその旨及び当該他の放送局の名称（申請者又は免許人が申請又は届出に係る放送局のものと異なるときは、当該異なる申請者又は免許人の氏名又は名称を含む。）

16 15の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□に✓印を付けること。

17 16の欄は、添付図面として、次に掲げる区別に従い、それぞれ該当する図面（当該図面に係る装置を有する場合に限る。）を提出す

るものとし、該当する□に✓印を付けること。この場合において、同欄の図面が当該放送局の他の装置に係るものと同一であるときは17の欄にその旨を記載して同一である図面の添付を省略することができる。

- (1) 送受信機系統図の図面は、送信機に係るものは、真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数、発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法並びに電源の電圧を、受信機に係るものは、真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途並びに各段の周波数（受信周波数と第1局部発振周波数部の周波数との高低の関係を含む。）を記載すること。
- (2) 電源系統図の図面は、機器の種類、電圧、容量及び相数を記載すること。
- (3) 調整装置系統図の図面は、DS（データサーバ）、APS（番組組立部）、字幕・データ放送等制作システム、EWS（緊急警報信号発生装置）、ENC（符号化装置）、MUX（多重化装置）、放送スクランブル装置等の接続を記載すること。

18 17の欄は、次によること。

- (1) 送信機の出力を合成するもの場合は、合成の方法を「出力合成方法25kW×2台並列方式」のように記載すること。
- (2) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、17の欄にその旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示するものとする。

19 19及び21の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。

ア 19の欄は、次により記載すること。

- (ア) 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、方位角0度から360度の範囲にわたり、2度以下の間隔で記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄には、水平面の□に✓を付け、角度の欄には方位角を、減衰量の欄にはその方位角における減衰量を記載すること。
- (イ) 空中線の垂直面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、複数の輻射体により構成されている場合にはその主輻射方向ごとに、俯角0度から30度の範囲にわたり、1度以下の間隔で記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄には、垂直面の□に✓点を、括弧に主輻射方向の方位角を記載し、角度の欄には俯角を、減衰量の欄にはその俯角における減衰量を記載すること。
- (ウ) 空中線系番号の欄は、7の欄から該当する番号を記載すること。

イ 21の欄は、空中線の指向特性が複雑な場合に限り、次により記載すること。

- (ア) 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、方位角0度から360度の範囲にわたり、2度以下の間隔で適当な俯角ごとに記載し、俯角及び方位角それぞれ該当する欄に記載すること。
- (イ) 空中線系番号の欄は、7の欄から該当する番号を記載すること。

20 23の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

- (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

- (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
 - (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
 - (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
 - (5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、実効輻射電力又は最大実効輻射電力を「ERP 1W」又は「最大ERP 1W」のように記載すること。
 - (6) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
- 21 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
- 22 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 23 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、A4規格の用紙に適宜記載すること。
- 24 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、A4規格の用紙とする。

受信障害対策中継放送を行う放送局の開設に当たっての調整ガイドライン

平成19年11月7日版
総務省

1 目的

本ガイドラインは、受信障害対策中継放送を行う放送局（以下「対策中継局」という。）を設置しようとする者（以下「申請者」）の申請手続きの円滑な進捗に資するため、申請者、関係する地元の放送事業者、並びに各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下「各総合通信局」という。）の間において、申請前に予め調整が必要な事項、その調整の標準的な進め方等をガイドラインとして示すことを目的とするものである。

2 調整のための連絡調整網の構築

(1) 各総合通信局は、放送対象地域（原則、都道府県単位）ごとに、関係する放送事業者、申請者との間の連絡調整網を構築する。この連絡調整網は、電波法関係審査基準別紙2の第5の6において規定している放送中止事故の早期復旧を目的とした放送事業者との間で構築すべき緊急連絡網となる。

放送事業者の連絡窓口は、既設の各県地上デジタル放送推進協議会の幹事社（以下「推進協幹事社」という。）の担当者を基本とする。推進協幹事社の変更があった場合は、それに伴い連絡窓口も変更となる。

(2) 各総合通信局は、申請者から対策中継局を開設したい旨の相談があったときは、免許申請に必要な書類、記載要領等を説明するとともに、本ガイドラインに基づき、推進協幹事社との間での予め調整が期待される事項、その調整の標準的な進め方、推進協幹事社担当者の連絡先を説明する。

(3) 申請者は、推進協幹事社担当者と連絡を取り、以下の3に記載する調整の進め方に従って調整を行い、その調整実績を踏まえ、各総合通信局に申請書を提出することが期待される。

(4) 万が一、対策中継局開局後に予期せぬ混信が発生した場合は、電波法の一般原則（電波法第56条）に照らし対応する。

3 調整の標準的な進め方

(1) 申請者側からの説明

- ア 対策中継局の設置場所（緯度経度）
- イ 周波数、送信電力（空中線電力）
- ウ 送信アンテナの送信パターン、送信アンテナの高さ
- エ カバーエリア（カバーされる市町村・地区）

- オ 諸元の問い合わせのため、施工業者等の名称、連絡担当者、連絡先
- カ 上位の中継局の放送の受信方法（受信点の位置、放送波中継、共聴施設の受信信号の利用等）
- キ 対策中継局側の申請担当者、連絡先
- ク 中継（再送信）を行う予定の放送事業者名、当該地域における受信障害の発生状況

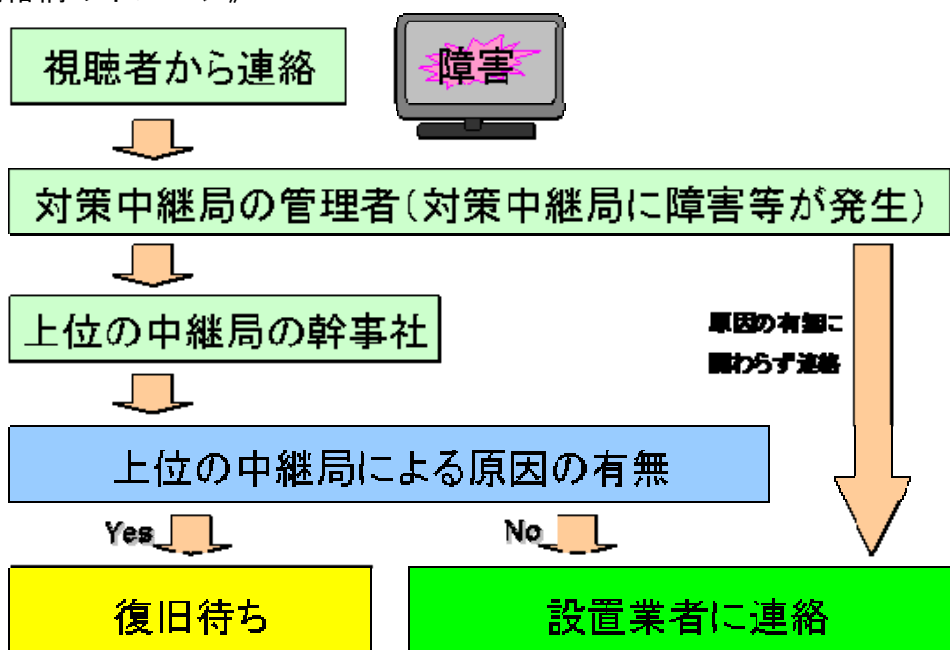
(2) 推進協幹事社からの説明

- ア シミュレーションによる既存中継局等への混信予測
 （シミュレーションによる混信予測は、原則、申請者側が行うものであるが、申請者側に高い技術力がなく、混信シミュレーションを行うことが出来ない場合にあっては、混信発生シミュレーションを放送事業者側に行ってもらふこととする。シミュレーションに際しては、放送事業者の放送波中継の受信点への影響、既存エリアへの影響等の有無について確認する。）
- イ 関係する放送事業者側として懸念している事項の有無
 （懸念材料については、両方で誠意を持って協議し解決する）

(3) 調整が難航している場合にあっては、総合通信局があっせんに入り、早期解決に努める。

(4) 調整結果の双方による確認（確認事項は当事者のみを拘束）
 双方が了解すれば、確認書を取り交わすことは可とする。

《連絡網のイメージ》



※ 対策中継局を設置する者は、連絡の方法等事前に関係者と調整を行う。

受信障害対策中継放送を行う放送局に関するQ&A

平成19年11月7日版

総 務 省

質問	質 問	回 答
1	「受信障害対策中継放送」とは何か。	<p>「受信障害対策中継放送」は、平成2年の電波法改正で導入された制度的な概念の用語であり、①相当範囲で受信障害が発生している元のテレビジョン放送番組に一切変更を加えずそのまま再送信することを目的とすること、②受信障害地域に設置すること、③テレビジョン放送の免許人以外の者が設置すること（テレビジョン放送事業者は免許人になれない）、④元の放送が無料放送の場合、番組視聴の対価として料金（電気代や設備維持のための費用は除く。）を徴収するものではないこと、という要件を満たす無線局のことです。</p> <p>これまで地上アナログテレビでは、高層ビル、橋などの建設により新たに発生した受信障害を救済するために置局する受信障害対策中継放送を行う放送局の周波数は、VHF帯、UHF帯では更なる混信を引き起こすことから、事実上、他の周波数帯のマイクロ波帯（SHF帯）で再送信する無線局に限られました。このため、受信するためには、その周波数（SHF帯）に対応したパラボラアンテナの設置が必要でした。</p> <p>一方、地上デジタルテレビの場合、混信に強いことから、同じUHF帯を使って、受信した周波数（チャンネル）と同一の周波数で再送信する同一周波数ネットワーク（Single Frequency Network）で構築するケース、違う周波数で再送信する複数周波数ネットワーク（Multiple Frequency Network）で構築するケースのいずれかで、受信障害対策中継局を置局することができるものです。</p> <p>【参考：電波法第5条第5項】</p> <p>5 受信障害対策中継放送とは、相当範囲にわたる受信の障害が発生しているテレビジョン放送(中略)を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にこれを再送信する放送のうち、当該障害に係るテレビジョン放送(中略)をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。</p> <p>なお、受信障害対策中継放送を行う放送局は、ギャップフィルターの設備条件に限ったものではなく、例えば、空中線電力が10mWを超える場合でも技術基準に適合していれば開設は可能となります。（質問20参照。）</p>

2	「ギャップフィラー」とは何か。	<p>「ギャップフィラー」とは、“Gap Filler”（「隙間を埋める」の意）が示すように技術的な意味の用語であり、地上デジタル放送のカバーエリアの隙間となり、受信の障害が発生している狭いエリア（電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域。およそ1～2km四方。）をカバーするために追加的に置局する極微小電力（原則10ミリワット以下）の中継局のことです。現行アナログテレビのミニサテ局クラスの極微小電力中継局に相当するものであり、比較的低コストで簡易に置局することができるよう、通常の中継局に比べ緩和された技術基準が適用されます。</p> <p>受信障害対策中継放送を行う放送局（質問1参照。）においても、遮へい空間、建造物等の陰の地域、丘陵又は山間地等地理的条件により受信障害が発生している地域（電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域。）において再放送を行う放送局であって、極微小電力のものはギャップフィラーと言います。</p>
3	50ミリワットの設備が使用できる地域は、どのような地域か。	他の放送対象地域に影響がなく、周波数が逼迫することないと想定される地域であり、北海道など一部の地域が考えられます。
4	「免許を受けようとする者は、地方公共団体又は放送の受信障害解消を図るため放送の再送信を行う団体を基本とする」とあるが、株式会社などは免許人になれるのか。	<p>「受信障害対策中継放送を行う放送局」は、平成2年の電波法改正により制度化された制度です。その際、実際に免許申請を希望すると想定された者は、地方公共団体、共聴施設の管理組合、自治会、受信障害の原因となったビルの所有者などですが、制度上は限定されておらず、株式会社、NPO法人などの形態についても免許対象となり得ます。また、複数の地方公共団体や隣接した地方公共団体が1つの免許人となることも可能です。</p> <p>なお、「受信障害対策中継放送」は、その定義において「・・・テレビジョン放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで（中略）これを再送信する放送」と規定（電波法5条5項）され、また、「受信障害対策中継放送の放送」は「元の放送事業者の放送」とみなすと規定（放送法53条の9の3）されているように、元の放送が無料放送の場合、それを再送信する受信障害対策中継放送において番組視聴の対価として料金（電気代や設備維持のための費用は除く。）を徴収することはできないことにご留意願います。</p>
5	放送事業者は受信障害対策中継局の免許人になれるか。	受信障害対策中継放送とは「・・・テレビジョン放送をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう」と定義されている（電波法第5条第5項）ことから、放送事業者は免許人にはなれません。
6	「当該放送局の業務を公正かつ的確な運用ができる者であること」とは、どういう意味か。	免許人となることを希望する者は、当該中継局を運営する上で、無線従事者資格を有する者を確保していること、電波法令に抵触する者でないこと、が求められることから、これらの要件に適合していることを確認するための条項です。

7	<p>受信障害対策中継放送を行う放送局において、再送信番組以外に独自番組を自主放送することは可能か。</p>	<p>受信障害対策中継放送は「相当範囲にわたる受信の障害が発生しているテレビジョン放送・・・を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にこれを再送信する放送のうち・・・」と定義されている（電波法第5条第5項）ことから、自主放送は認められません。</p>
8	<p>「原則として放送対象地域内に含まれるものであること」とあるが、例外的に県外が認められるのはどのようなケースか。</p>	<p>県内波が全く受信できず、県外波しか受信できない地域の世帯を対象とする放送を行う場合など、その受信実態に照らし、関係する放送事業者の理解が容易に得られるようなケースが考えられます。</p> <p>【参考:電波法関係審査基準 別紙1第2中 1 標準テレビジョン放送局(地上系)及び高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局(地上系)】</p> <p>(1)TV放送局及びDTV放送局の放送区域は、原則として放送対象地域内に含まれるものであること。ただし、以下の各事項に合致すると判断される場合には、その局の設置が当該放送事業者の放送対象地域を超えて差し支えないものとする。この場合、放送対象地域を越える放送区域は、必要最小の範囲となるよう、放送事業者において設置場所の選定及び技術的な措置を講じること。</p> <p>ア 当該放送中継局の設置が難視聴解消を目的とするものであること。</p> <p>イ 地域の地理的事情及び当該放送事業者経済的事情から必要不可欠であること。</p> <p>ウ 割り当てる周波数が現に存在すること。</p> <p>エ 現状で周波数の割り当てが可能であっても、当該放送中継局の設置場所が放送対象地域となる放送事業者の設置計画に支障を来さないこと等について、当該放送事業者の意見を聴取し問題ないと判断できるものであること。</p>
9	<p>「放送区域内における建造物等人為的要因及び丘陵等自然的要因により受信障害が発生している区域」とは、どういう区域か。</p>	<p>放送局(親局及び中継局)の放送区域内において、橋梁、ビル等の建造物等人為的要因により障害が発生している区域のほか、本来であれば良好に受信できる地域であるのに、丘陵(山岳は含まれない。)等自然的要因により鮮明な受信ができない場合の区域を言います。</p> <p>(別図参照)</p>
10	<p>「山間地等自然的要因により受信障害が発生しているため、他の放送区域に隣接した場所に放送の受信施設を設置し、連絡線により信号を伝送して放送を再送信する区域」とは、どういう区域か。</p>	<p>放送局(親局及び中継局)の放送区域から遠隔の地にあるか、放送区域のフリンジに隣接した山岳に電波が遮断されるなど自然的要因により、そもそも電波が全く届かない狭小な区域を言います。</p> <p>(別図参照)</p>
11	<p>「地下街等において、放送局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより放送が</p>	<p>放送局(親局及び中継局)の放送区域内に位置し、電波が遮へいされた地下街等の構内の区域を言います。</p> <p>※地下街等とは、公共の用に供される地下歩道と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類す</p>

	受信できない区域」とは、どういう区域か。	る施設とが一体となった地下施設であって、公共の要に供されている道路、駅前広場の区域又は新設した遮へい空間。(別図参照)
1 2	航空機の飛行や列車の走行による受信障害が発生した場合に受信障害対策としての当該放送局を設置することは可能か。	当該放送局の設置は、人為的要因や自然的要因により受信障害が発生している地域を想定しており、これ以外の特殊な事情による受信障害については、個別に判断しますので、総合通信局等にご相談ください。
1 3	「デジタル受信障害対策中継局の放送の中止事故の際早期復旧が図れるよう、放送事業者等関係者と緊急連絡網を事前に構築し、早期復旧を確保する体制ができていないこと」とは、どういう意味か。	視聴者保護の観点から、放送の中止事故等が発生した場合の状況や原因を明らかにし、元の放送を行う放送事業者及び受信障害対策中継放送を行う者(送信設備の設置業者を含む。)の相互において、これらの情報を共有し、早期復旧が可能となるよう、関係者の電話番号、連絡担当者等を事前に確保する体制を言います。
1 4	放送の中止事故が発生した場合の届出はどのようにおこなうのか。	放送の中止事故が発生した場合の具体的な届出方法及び報告様式については、申請(免許)時に総合通信局から説明をおこないます。
1 5	元の放送事業者との間で、書面により再送信同意を得る必要があるのか。また、将来のトラブルを避けるため、両者合意の上で、同意書を取るのには法律上許されないか。	受信障害対策中継放送の立法趣旨からいって、元の放送事業者が反対するケースが全く想定されていないことから、法律は、再送信同意を得ることを求めています。 しかしながら、将来のトラブルを回避する観点から、両者合意の上で、同意書を作成しておくことは法律上許されます。
1 6	受信障害対策中継局を設置する際の、申請者と放送事業者との間の要調整事項、確認事項、その手順等をガイドラインとしてまとめて示して欲しい。	普通、都道府県単位で地上デジタル放送推進協議会があり、幹事社が決まっていることから、そのような連絡ルートも活用することも含め、ガイドライン(別添)を作成しています。 なお、地域によっては、幹事社が違う方法で定められている場合は、それに従って運用していただきたい。
1 7	無線局の混信シミュレーションの手法や必要な期間等はどの程度か。	混信シミュレーションは原則申請者がおこなうものであることから、必要な期間は申請者の作業量によります。また、放送事業者が混信シミュレーションを依頼する場合など、必要な期間の調整をお願いします。
1 8	受信障害対策中継放送の立法趣旨が禁止される「営利」「有料」と「非営利」「無料」の境界はどこにあるのか。	電気代やハード(設備)維持のための費用を徴収するのは「非営利」「無料」の範疇であり、番組視聴の対価として料金を徴収するのは「営利」「有料」の範疇に入ります。
1 9	受信障害対策中継放送を行う放送局を設置したことにより、既存の中継局に混信を引き起こした場合、混信解消義務は誰にあるのか。	電波法の一般原則(電波法56条)に照らし、後から無線局を開設する者に混信回避義務があります。
2 0	SFNでネットワーク構成する場合、遅延調整はどのようにして行うのか。	SFNでネットワーク構成する場合、関係する中継局すべてと適切な遅延調整を確保することが必要であることから、技術面で放送事業者と十分な調整を行うことが必要

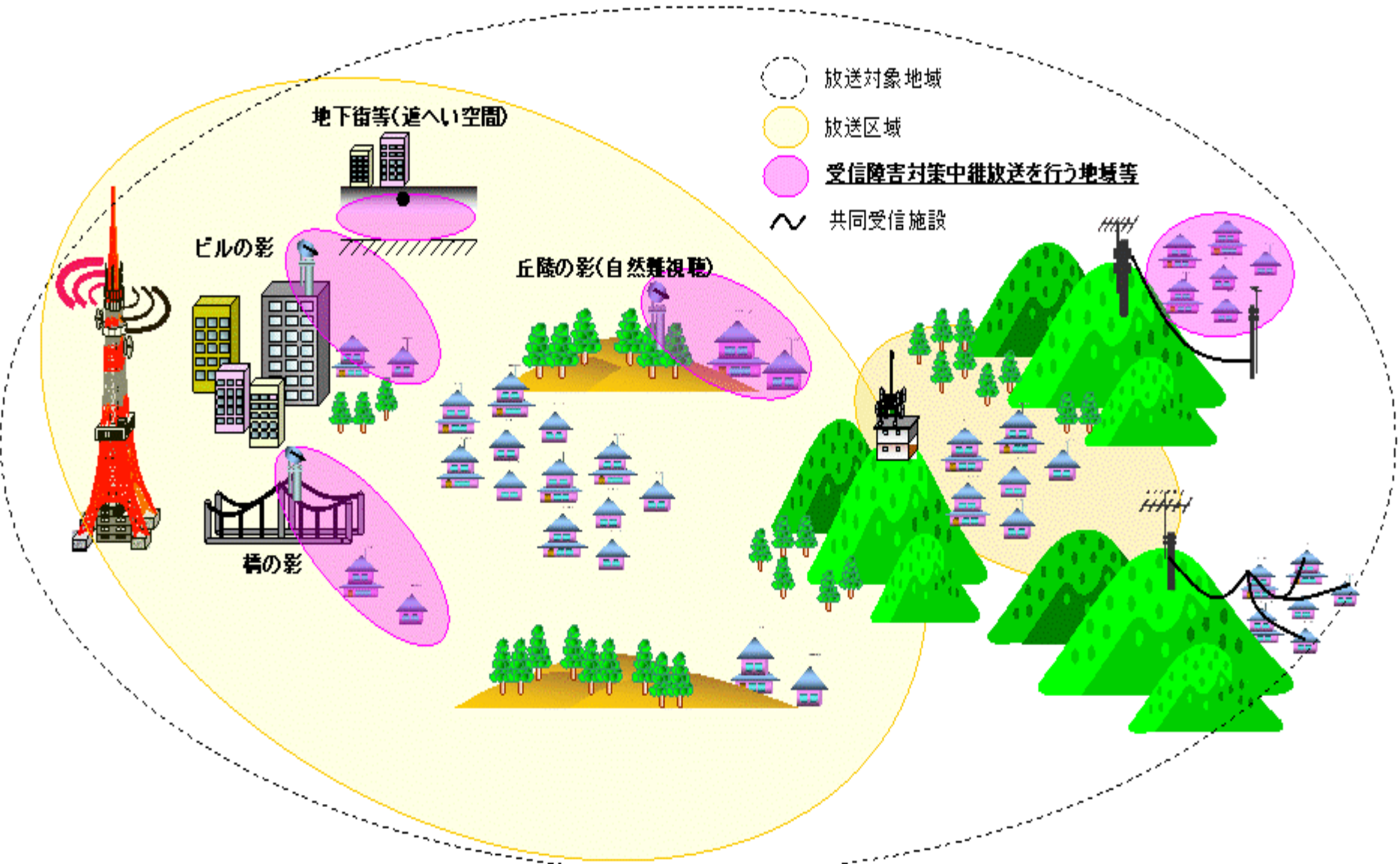
		となります。
2 1	他の放送区域に隣接した場所に設置した受信施設からケーブルテレビ施設等の伝送路を連絡線に使用して再送信する中継局は免許を取得できるか。	受信障害対策中継放送を行う放送局の受信点から送信設備までの伝送路は、無線に限っておらず、また、他人の伝送路を使用することも排除していないことから、そのような場合であっても免許の取得は可能です。
2 2	受信障害対策中継放送局の放送波を受信して再度送信する「多段中継」タイプの設置は可能か。	制度的に排除されていないので可能です。なお、一段目の受信障害対策中継局の放送は、放送法第53条の9の3により、「元の放送事業者の放送」とみなされることから、二段目の受信障害対策中継局についても、制度的には、一段目と同じく「元の放送事業者の放送」を受信し、その放送を再送信しているものとして取り扱われることとなります。
2 3	受信障害対策中継放送を行う放送局の設置、運用に必要な無線従事者の資格は何か。	第2級陸上無線技術士の資格が必要です。 なお、先般実施したパブリックコメントにおいても、資格の緩和について要望が出されており、現在、検討中です。
2 4	受信障害対策中継放送を行う放送局に出力の上限はあるのか。	特に上限は定められていません。
2 5	ギャップフィルターを設置するための手続は何が必要か。	電波法（法第6条）に定める、「放送局」の免許の申請が必要となります。 ただし、日本の国籍を有しない人等には無線局の免許を与えることができませんので、注意が必要です。
2 6	ギャップフィルターに関する技術基準はどのようなものか。	テレビジョン放送の中継局に関する技術基準が適用されますが、そのうち、周波数の許容偏差、空中線電力の許容偏差については、「電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域」を対象とする放送局に適用される緩和された基準が、また、搬送波の変調波スペクトルの許容範囲（スペクトルマスク）については、隣接チャンネル番号に対応する周波数がアナログ放送に使用されない場合には緩和された基準が適用されます。
2 7	受信障害対策中継放送局の技術基準適合の確認方法はどのようなものか。 また、登録点検事業者の資格はどのようなものか。	技術基準に適合しているかどうかは、申請書及び落成検査において確認をおこないます。 また、登録点検事業者は、電波法等法令に明示された要件を備えていれば、登録点検事業者として登録することができます。
2 8	ギャップフィルターを設置した場合、定期検査は必要か。	不要です。（電波法施行規則第41条の2第2号参照。）ただし、0.05Wをこえる場合は定期検査が必要です。
2 9	ギャップフィルターの設備はどのように入手できるか。	電機製造業者、特にテレビ受信関連機器、CATV関連機器等の製造を行っている会社において製造されています。
3 0	ギャップフィルターの設置工事について相談したい場合は、どちらへ行けばよいか。	受信障害対策中継放送を行う放送局のギャップフィルターの場合は、まず管轄する総合通信局（沖縄にあっては沖縄総合通信事務所。以下同じ。）に相談されることをお勧め

		めします。総合通信局では、免許申請に必要な書類、記載要領等を説明するとともに、当該地域の地上デジタル放送推進協議会の幹事社たる放送事業者（以下、「推進協幹事社」という。）の担当者の連絡先をお知らせします。その後当該推進協幹事社担当と連絡を取り、関連する事項の調整を行い、その調整実績を踏まえて総合通信局に申請書を提出することが効率的な流れとなります。 (別添参照)
3 1	ギャップフィルターの設備を使用してコミュニティ放送を行うことは可能か。	ギャップフィルターは地上デジタルテレビジョン放送の中継局であり、無線局の目的は「高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送)」又は「高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送)」です。従って、コミュニティ放送を行うことはできません。
3 2	外国製のギャップフィルターの設備を使用することは可能か。	適用される技術基準(質問2 2参照)を満足するものであれば使用は可能です。
3 3	ギャップフィルターを設置する際、無線従事者を外部へ委託することは可能か。	外部企業等へ無線従事者を委託することは可能です。
3 4	受信障害対策中継放送としてギャップフィルターの設備をビルの屋内に設置することができるか。	ギャップフィルターの設備を設置することはできます。ただし、その場合は、当該ビルの屋内が、電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域に限られます。電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域ととらえられない場合は、ギャップフィルターに認められる緩和された技術基準は適用されなくなります。
3 5	受信障害対策中継放送としてギャップフィルターは移動する電車内で設置することはできるか。	現行の法制度においては、放送局は移動して運用することは想定されていないため、移動する電車内への設置は出来ません。
3 6	受信障害対策中継放送としてワンセグ専用のギャップフィルターを置くことはできるか。	受信障害対策中継放送とは、元のテレビジョン放送番組に一切変更を加えずそのまま再送信するものであるため、ワンセグ専用のギャップフィルターを設置することは出来ません。
3 7	受信障害対策中継放送に関する放送法第53条の9の3の規定は何が定められているのか。	受信障害対策中継放送は元の放送事業者の放送を受信しそのまま再送信することから、以下の規定については、受信障害対策中継放送は元の放送事業者の放送とみなすことを規定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正放送(放送法第4条1項) 受信障害対策中継放送により権利の侵害を受けた場合に、訂正放送の請求はもとの放送事業者に行う。 ・ 再放送(放送法第6条) 元の放送事業者以外の放送事業者が、受信障害対策中継放送を再放送する場合は、元の放送事業者の同意を得ることが必要である。 ・ 受信契約及び受信料(放送法第32条第1項) 受信障害対策中継放送を受信する場合でも、NHKの放

		<p>送を受信できる放送設備を設置したものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告放送の識別のための措置(放送法第51条の2) 広告放送を受信障害対策中継放送により受信する場合でも、その放送が広告放送であることを識別できるようにするのは元の放送事業者である。 ・ 有料放送(放送法第52条の4第1項、第52条の5) 有料放送を受信障害対策中継放送により受信する場合でも、もとの放送事業者と受信契約を結ぶ必要がある。 <p>所謂、受信者との関係、放送番組の制作・編集責任に関するものの適用については、元の放送事業者の放送とみなす規定としたものです。</p>
38	受信障害対策中継局を開設した後、必要となる法的義務は何か(定期点検、業務日誌等)。	放送事業者が設置する中継局と基本的に同様です。(別表2参照)
39	放送事業者の放送波を受信して、一定時間後に記録した内容を受信障害対策中継放送として放送することはできるか。	受信障害対策中継放送は、放送事業者の放送を受信し、再送信する各チャンネルの全ての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信するものであり、一定時間後に記録した内容を放送することはできません。
40	放送事業者の放送波を受信して、その一部の放送チャンネルのみを対象として受信障害対策中継放送を行うことはできるか。	受信障害対策中継放送は、「相当範囲にわたる受信の障害が発生しているテレビジョン放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にこれを再送信する放送」であることから、障害が起きているチャンネルのみの放送を再送信する受信障害対策中継局の開設は可能です。
41	放送事業者の難視聴解消努力義務との関係はどうなるのか。	<p>放送法第2条の2第6項の規定に基づき、放送事業者は放送対象地域において放送があまねく受信可能となるよう努めるものとされています。このため、放送事業者は、計画的に中継局を設置する等により、地形的自然難視聴の区域の解消に努めていかなければなりません。</p> <p>建造物等による障害は、第三者の人為的な原因により生じるものであり、放送事業者には、このような障害まで解消する義務はないものです。</p> <p>また、周辺の事情から、本来であれば良好に受信できる区域であるのに、丘陵、山間地等により障害が発生している場合は、放送事業者によっては、経営事情から、これらの区域に向けての中継局の設置までには相当時間を要する例があります。</p> <p>よって、受信障害対策中継放送を行う放送局は、このような区域において特例的に地方自治体等放送事業者以外の者であっても中継局を設置できるようにし、住民の放送に対する需要に速やかに応じようとするものであり、放送事業者の難視聴努力義務を免除するものではありません。</p>
42	受信障害対策中継放送を行う事業者は、放送事業者となるのか。	受信障害対策中継放送を行う放送局の免許を受けた者は、元の放送事業者の放送番組をそのまま中継するだけであり、何ら編集に関与しません。よって、放送事業者に対し、放送法に課せられている番組基準の策定等の諸規律を

		課す必要はないため、放送事業としては扱われません。
4 3	「相当範囲」とは、どういう範囲か。	<p>放送対象地域内において、建造物等人為的要因あるいは地形等自然的要因により電波障害を受け良好な受信ができない地域であり、その大きさは中継局の設置による対策が有効な範囲であることから、自ずと一定規模以上の広がりを見込んでいるものです。なお、一定規模は、人口密度に比例するものではありません。</p> <p>10mWの設備の場合、直径約2km程度の放送区域が想定されています。</p>
4 4	「受信の障害」とは、何か。	<p>放送対象地域内において、建造物等人為的要因あるいは地形等自然的要因により電波障害を受け良好な受信ができない地域であり、周辺の状況から、本来であれば良好に受信できる地域であるのに、鮮明な受信ができない場合に用いています。</p>
4 5	放送事業者の放送を再送信同意なしに放送することは、著作権法上の問題を生じることになりませんか。	<p>著作権法第38条第2項において、「放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信を行うことができる。」と規定されており、営利を目的とせず、料金を受けとらない場合には、問題がないものとされています。(問15の回答を参照)</p> <p>受信障害対策中継放送は、再送信にあたり料金を徴することを想定していないことから、著作権法上の問題は生じないものです。</p>
4 6	受信障害対策中継放送を行うにあたり委託監視者を配置することは可能ですか。	<p>委託監視者を配置しなければならないというものではありません。しかし、対策局の開設にあたり、停波等の障害が発生した際に問題が受信障害対策中継放送局にあるのか、上位の放送事業者にあるのかを把握するために連絡体制の構築など情報の伝達ルート確保をお願いしていることから、方法の一つとして委託監視者を配置し、配置にあたって、当該放送局免許人と放送事業者の間で、配置の確認書を取り交わすことは可能です。</p>

受信障害対策中継放送を行う放送局の置局イメージ



テレビジョン放送に関する技術基準

別表1

：制度改正により新たに設けた基準

○アナログ放送

	放送局 (=親局)	周波数を変換して再発射する放送局 (=中継局)	
		0.1W超	0.1W以下
周波数許容偏差	500Hz	3kHz	40kHz (注1)
空中線電力許容偏差		+10% / -20%	+50% / -50% (注1)

(注1) 電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象とする放送局に限る。

○デジタル放送

	放送局 (上位局がない局)	他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局 (上位局がある局)		
		0.5W超	0.05W超~0.5W以下	0.05W以下
周波数許容偏差 (注3)	500Hz (注2)	3kHz	10kHz	20kHz (注1)
空中線電力許容偏差		+10% / -20%	+20% / -20% (注4)	+50% / -50% (注1)

ギャップフィルアー

(注2) SFN運用する場合は、上位局がない局にあつては1Hzとする。

(注3) SFN運用の関係にある局間は、上表に示す各々の許容偏差を満足した上で局間相互の相対偏差が10Hz以内であるものとする。

(注4) 複数波同時増幅を行う送信設備に限る。

スペクトルマスク	2.5W超	0.25W超~2.5W以下	0.25W	0.025W超~0.25W未満	0.025W以下

(注5) 自局の放送区域内において、隣接チャンネル番号に対応する周波数が自局の実効輻射電力の10倍未満のアナログ放送に使用されない場合に限る。

(注6) 自局の放送区域内において、隣接チャンネル番号に対応する周波数がアナログ放送に使用されない場合に限る。

「受信障害対策中継放送を行う放送局」の手續について

～ギャップフィルターを用いた放送局の開設～

別表2

	受信障害対策中継放送を行う放送局の開設 (50mW以下のギャップフィルターの設置の場合)	放送事業者の放送局の開設 (50mW以下の中継局の場合)
免許主体	放送事業者以外の者 (市町村、受信障害解消を図るための団体等)	放送事業者
申請書類(法第6条)	放送事業者の放送局の申請書類と同じ。 ・1局で複数のCHを申請可能。(手續規則第2条第5項)	免許の申請は、希望する周波数の一ごとに行う。
電波利用料(法第103条の2)	年額25700円(1局)	年額7400円(1局) ※特定新規開設局については、安価になっている。
落成検査(法第10条)	必要(登録点検事業者の活用が可能)	必要(登録点検事業者の活用が可能)
有効期間(法第13条)	5年間	5年間
周波数測定装置の備付け(施行規則第11条の3)	不要	不要
備付けを要する業務書類(施行規則第38条)	免許状、法及びこれに基づく命令の集録、無線局の免許の申請書の添付書類の写し等	免許状、法及びこれに基づく命令の集録、無線局の免許の申請書の添付書類の写し等
無線従事者(法第39条)	必要(ただし、外部企業への業務委託が可能。)	必要(ただし、外部企業への業務委託が可能。)
無線業務日誌(施行規則第40条)	毎日の記載が必要	毎日の記載が必要
放送局の抄録の提出(施行規則第41条)	必要(一部項目のみ)	必要
定期検査(施行規則第41条の2)	不要	不要
再放送同意(放送法第6条)	法律上、放送事業者からの同意取得は不要。 なお、放送の中止事故の際早期復旧を図れるよう緊急連絡網の構築について審査基準で規定。	-

※ 特定新規開設局とは、電波法第71条の2に規定する「新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの」

○電波法（昭和二十五年五月二日法律第三百一十一号）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体
- 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

2～4 略

- 5 前項に規定する受信障害対策中継放送とは、相当範囲にわたる受信の障害が発生しているテレビジョン放送及び当該テレビジョン放送の電波に重畳して行う多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にこれを再送信する放送のうち、当該障害に係るテレビジョン放送又は当該テレビジョン放送の電波に重畳して行う多重放送をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 目的
- 二 開設を必要とする理由
- 三 通信の相手方及び通信事項
- 四 無線設備の設置場所
- 五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
- 六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）
- 七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第二号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第七十三条第一項ただし書及び第五項並びに第一百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日
- 八 運用開始の予定期日

2 放送をする無線局の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 前項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項
- 二 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
- 三 事業計画及び事業収支見積
- 四 放送事項
- 五 放送区域

3～8 略

(申請の審査)

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
 - 二 周波数の割当てが可能であること。
 - 三 略
- 2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。
- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
 - 二 総務大臣が定める放送用周波数使用計画(放送をする無線局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。)に基づき、周波数の割当てが可能であること。
 - 三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。
- 3 放送用周波数使用計画は、放送法第二条の二第一項の放送普及基本計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標(次項において「放送系の数の目標」という。)の達成に資することとなるように、第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの(次項において「放送用割当可能周波数」という。)の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。
- 4 総務大臣は、放送系の数の目標、放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、放送用周波数使用計画を変更することができる。
- 5 総務大臣は、放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
- 6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

(予備免許)

第八条 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

- 一 工事落成の期限
 - 二 電波の型式及び周波数
 - 三 呼出符号(標識符号を含む。)、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号(以下「識別信号」という。)
 - 四 空中線電力
 - 五 運用許容時間
- 2 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前項第一号の期限を延長することができる。

(落成後の検査)

第十条 第八条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格(第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明及び第五十条第一項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。第十二条において同じ。)及び員数並びに時計及び書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

(免許の付与)

第十二条 総務大臣は、第十条の規定による検査を行つた結果、その無線設備が第六条第一項第七号又は同条第二項第一号の工事設計(第九条第一項の規定による変更があつたときは、変更があつたもの)に合致し、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第三十九条又は第三十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。

(免許の有効期間)

第十三条 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

2~3 略

(無線設備の操作)

第三十九条 第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局(アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。)の無線設備の操作の監督を行う者(以下「主任無線従事者」という。)として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。)を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、前項本文の規定にかかわらず、第四十条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。

3 主任無線従事者は、第四十条の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であつて、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。

4 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

5 前項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。

- 6 第四項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が前項の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。
- 7 無線局(総務省令で定めるものを除く。)の免許人等は、第四項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

(混信等の防止)

第五十六条 無線局は、他の無線局又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、第五十二条第一号から第四号までに掲げる通信については、この限りでない。

- 2 前項に規定する指定は、当該指定に係る受信設備を設置している者の申請により行なう。
- 3 総務大臣は、第一項に規定する指定をしたときは、当該指定に係る受信設備について、総務省令で定める事項を公示しなければならない。
- 4 前二項に規定するもののほか、指定の申請の手続、指定の基準、指定の取消しその他の第一項に規定する指定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(電波利用料の徴収等)

第一百三條の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に相当する日(相当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。)から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日(以下この項において「起算日」という。)から始まる各一年の期間(無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。)について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額(起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。

別表第六 (第一百三條の二関係)

無線局の区分				金額
一～五				
六 放送をする無線局(三の項及び七の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とする無線局を除く。)	六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	テレビジョン放送をするもの	特定新規開設局であるもの	七千四百円
			<u>その他のもの</u>	<u>二万五千七百円</u>
		その他	使用する電波の	空中線電力が

		のもの	周波数の幅が 百キロヘルツ以 下のもの	二百ワット以下 のもの	千五百 円
				空中線電力が 二百ワットを超 え五十キロワッ ト以下のもの	十一万 四千二 百円
				空中線電力が 五十キロワッ トを超えるもの	二百十 四万三 千四百 円
		使用する電波の 周波数の幅が 百キロヘルツを 超えるもの	空中線電力が 二十ワット以下 のもの	三万六 千五百 円	
			空中線電力が 二十ワットを超 え五キロワッ ト以下のもの	十一万 四千二 百円	
			空中線電力が 五キロワッ トを超えるもの	二百十 四万三 千四百 円	
		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの			
七～九 略					

○電波法関係手数料令(昭和三十二年十一月四日政令第三百七号)

(無線局の免許申請手数料)

第二条 法第六条の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。

無線局の種別	基本送信機の規模(空中線電力による。)	新たな免許の申請手数料(単位円)	再免許の申請手数料(単位円)
一～四 略			
五 テレビジョン放送局	〇・一ワット以下のもの	一一、三〇〇	六、〇〇〇
	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	四六、二〇〇	
	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	七六、八〇〇	
	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	一三〇、八〇〇	
	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	一五二、四〇〇	
	一キロワットを超えるもの	一六七、八〇〇	
六～九 略			

2～4 略

(落成後の検査手数料)

第三条 一台のみの送信機を有する無線局について法第十条の規定による検査(以下「落成後の検査」という。)を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額(当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額)とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について落成後の検査が同時に行われるときには、当該基本送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

無線局の種別	基本送信機の規模(空中線電力による。)	検査手数料(単位円)
一～四 略		
五 テレビジョン放送局	〇・一ワット以下のもの	五二、二〇〇
	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	二〇二、三〇〇
	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	三六九、一〇〇
	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	五五二、四〇〇

	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	七一一、五〇〇
	一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	一、〇五二、九〇〇
	一〇キロワットを超えるもの	一、三九六、五〇〇
六～八 略		

2～4 略

- 5 前各項の規定にかかわらず、落成後の検査が法第十条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円(情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十条第二項の書類に係る電磁的記録を添えて同条第一項の届出をする場合にあつては、二、四五〇円)とする。

○電波法施行令(平成十三年七月二十三日政令第二百四十五号)

(操作及び監督の範囲)

第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作(アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。)を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作(以下この条において「モールス符号による通信操作」という。)及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。

資格	操作の範囲
第一級陸上無線技術士	無線設備の技術操作
第二級陸上無線技術士	次に掲げる無線設備の技術操作 一 空中線電力ニキロワット以下の無線設備(テレビジョン放送局の無線設備を除く。) 二 テレビジョン放送局の空中線電力五百ワット以下の無線設備 三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの 四 第一号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で九百六十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの

2~5 略

○電波法施行規則(昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十四号)

(周波数測定装置の備付け)

第十一条の三 法第三十一条の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。

一～四 略

五 放送局の送信設備であつて、空中線電力五〇ワット以下のもの

六～八 略

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
一～六 略	略
七 放送局	(一) 免許状 (二) 法及びこれに基づく命令の集録(3)(無人方式の無線設備の無線局以外の無線局に限る。) (三) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の規定により無線局事項書の記載を省略した部分を有する無線局事項書(その記載を省略した部分のみのものとする。)及び同規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し)(2) (四) 一の項の(四)に掲げる書類(2)
八～九 略	略

二～九 略

2～9 略

(無線業務日誌)

第四十条 法第六十条に規定する無線業務日誌には、毎日常に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長において特に必要がないと認めた場合は、記載の一部を省略することができる。

一 海上移動業務、航空移動業務若しくは無線標識業務を行う無線局(船舶局又は航空機局と交信しない無線局及び船上通信局を除く。)又は海上移動衛星業務若しくは航空移動衛星業務を行う無線局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものを除く。)

(1) 無線従事者(主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。次条において同じ。)の氏名、資格及び服務方法(変更のあつたときに限る。)

(2) 略

(3) 発射電波の周波数の偏差を測定したときは、その結果及び許容偏差を超える偏差があるときは、その措置の内容

- (4) 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- (5) 電波の規正について指示を受けたときは、その事実及び措置の内容
- (6)～(7) 略

二 放送局

- (1) 前号の(1)及び(3)から(5)までに掲げる事項
- (2)～(4) 略
- (5) 予備送信機又は予備空中線を使用した場合は、その時間
- (6) 運用許容時間中において任意に放送を休止した時間
- (7) 放送が中断された時間
- (8) 遭難通信、緊急通信、安全通信及び法第七十四条第一項に規定する通信を行つたときは、そのたびごとにその通信の概要及びこれに対する措置の内容
- (9)～(10) 略
- (11) その他参考となる事項

三 略

2～4 略

(放送局の抄録の提出)

第四十一条 放送局の免許人は、無線業務日誌によつて、毎年四月から各六箇月の期間(臨時目的放送を専ら行う放送局にあつては免許の有効期間)ごとにその期間中における次に掲げる事項を簡明に記載した抄録を、速やかに総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長において特に必要がないと認めた場合は、抄録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

一 略

二 テレビジョン放送を行う放送局が字幕放送、解説放送、ステレオホニツク放送、二か国語放送又はその他の放送を行つた場合は、それぞれの総放送時間

三 テレビジョン放送(デジタル放送に限る。)を行う放送局(人工衛星に開設するものを除く。)が高精度テレビジョン放送又は自ら行う放送であつてデジタル放送以外のテレビジョン放送(補完放送を除く。)の放送番組と同一の放送を行つた場合は、それぞれの総放送時間

四 略

五 放送が中断された時間

六～七 略

八 その他参考となる事項

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 略

二 放送局(四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送(デジタル放送を除く。)、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う無線局又は衛星補助放送を行う無線局であつて、空中線電力が〇・一ワット以下の

もの及び四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送(デジタル放送に限る。)を行う無線局であつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のものに限る。)

三~二十三 略

○無線局免許手続規則(昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十五号)

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区分	書類
一 放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験局、実験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、地球局、アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局(以下「人工衛星等のアマチュア局」という。)に限る。)及び気象援助局	無線局事項書及び工事設計書の写し二通
二 略	略

2 略

○放送法(昭和二十五年五月二日法律第百三十二号)

(放送普及基本計画)

第二条の二 総務大臣は、放送(委託して放送をさせることを含む。次項第一号、第七条、第九条第一項第三号、第二項第五号及び第六号並びに第六項、第三十四条第一項、第五十二条の十三第一項第四号、第五十三条第一項並びに第五十三条の十二第一項において同じ。)の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2～5 略

6 放送事業者(受託放送事業者、委託放送事業者及び第九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会を除く。)は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまり受信できるように努めるものとする。

(訂正放送等)

第四条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

2～3 略

(再放送)

第六条 放送事業者は、他の放送事業者(受託放送事業者を除く。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下同じ。)の同意を得なければ、その放送(委託して行わせるものを含む。)又は電気通信役務利用放送(同条第一項に規定する電気通信役務利用放送をいう。以下同じ。)を受信し、これらを再放送してはならない。

(受信契約及び受信料)

第三十二条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2～3 略

(広告放送の識別のための措置)

第五十一条の二 一般放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようにしなければならない。

(有料放送)

第五十二条の四 有料放送(契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。)を行う一般放送事業者(以下「有料放送事業者」という。)は、その有料放送が多重放送以外の放送(人工衛星の無線局により行われる放送を除く。)であるときは、国内受信者(有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)に提供する当該有料放送の役務の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。当該料金を変更しようとするときも、同様とする。

2～9 略

第五十二条の五 何人も、認可契約約款等に基づき、有料放送事業者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなければ、国内において当該有料放送を受信することのできる受信設備により当該有料放送を受信してはならない。

(受信障害対策中継放送等)

第五十三条の九の三 電波法 の規定により受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が行う放送は、これを当該無線局の免許を受けた者が受信した放送を行う放送事業者の放送とみなして、第四条第一項、第六条、第三十二条第一項、第五十一条の二、第五十二条の四第一項、第四項及び第七項並びに第五十二条の五の規定を適用し、受信障害対策中継放送をする無線局の放送区域は、これを当該無線局の免許を受けた者が受信した放送を行う放送事業者の放送局の放送区域とみなして、第五十一条第三項の規定を適用する。

○著作権法(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 略

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。

3～5 略

無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める
件新旧対照条文

○平成十六年十一月九日総務省告示第八百六十号（最終改正平成一九・二・六）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一号 無線局の目的コード		別表第一号 無線局の目的コード	
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）	DHV	<u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）</u>	<u>DHV</u>
<u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）</u>	<u>SHV</u>		

○電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)

別紙2(第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第1～第4 (略)

第5 放送関係

1～5 (略)

6 受信障害対策中継放送を行う放送局

高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送)を行う放送局(以下この項において「デジタル受信障害対策中継局」という。)の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の1の基準により行う。

- (1) デジタル受信障害対策中継局の免許を受けようとする者は、地方公共団体又は放送の受信障害解消を図るため放送の再送信を行う団体を基本とし、当該放送局の業務を公正かつ的確に運用することができる者であること。
- (2) 放送の受信障害解消を図るため、次の区域において開設されるものであり、原則として放送対象地域内に含まれるものであること。
 - ア 放送区域内における建造物等人為的要因及び丘陵等自然的要因により受信障害が発生している区域
 - イ 山間地等自然的要因により受信障害が発生しているため、他の放送区域に隣接した場所に放送の受信施設を設置し、連絡線により信号を伝送して放送を再送信する区域
 - ウ 地下街等において、放送局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより放送が受信できない区域
- (3) デジタル受信障害対策中継局の放送の中止事故の際早期復旧を図ることができるよう、放送事業者等関係者と緊急連絡網を事前に構築し、早期復旧を確保する体制ができていること。

7 実験局

(略)

8 有線テレビジョン放送事業用

(略)

9 その他

(略)